

<重要>

2014年2月

加盟チーム責任者の皆様
登録競技者の皆様

公益財団法人日本バスケットボール協会

登録証(JBAポイントカード)の継続利用について

平素より当協会の活動にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2014(平成26)年度より、登録証(JBAポイントカード)の発行対象が変更になります。

前年度と同一チームで登録を行った場合、2013(平成25)年度に発行した登録証(JBAポイントカード)を継続してご利用いただくこととなりますので、現在お持ちの登録証をそのままご利用いただきますようお願いいたします。
(前年度と同一チームで継続して登録した場合、登録証に貼り付けるシールを発行します。)

尚、前年度と別のチームで登録した場合や初めて競技者登録を行った場合には、新しい登録証(JBAポイントカード)が発行されます。詳細は別紙にてご確認ください。ご理解の程よろしく願いいたします。

《別添資料》 登録証(JBAポイントカード)発行対象について

【2014(平成26)年度の登録について】

- > 2014(平成26)年度の登録は、3月11日(火)11:00~を予定しています。手続き方法等は改めてご案内します。
(2013(平成25)年度の登録は、2月28日(金)締切となっておりますので、未登録、未払い等ある場合には必ず期限内に手続きを行ってください。)
- > チーム責任者が変更になる場合には、新しい責任者に「責任者ID」と「パスワード」の引き継ぎを行ってください。

【JBAポイントカードのポイント機能について】

登録証(JBAポイントカード)には、スーパースポーツゼビオ、ヴィクトリアで利用できるポイント機能が付加されています。

- > ポイントの有効期限は毎年度3月31日までです。(但し、2~3月に発行したポイントは翌年3月31日まで有効です。)

※2014年1月までに貯めたポイントは、2014年3月31日で失効しますので、お早目にご利用ください。

- > 2013年度発行の登録証(JBAポイントカード)は2015年3月31日までポイントカードとして利用できます。

(※2014年度に同一チームに継続登録された方は、2016年3月31日までご利用できます)

※登録情報に変更がある場合は、随時TeamJBAのマイページで変更手続きを行ってください。

(メールアドレスや住所が無効の場合、JBAや所属団体からの連絡が届かなくなりますのでご注意ください。)